

マイナンバー（個人番号）カードは、役場でも申請できます

「マイナンバー（個人番号）カード」は、希望者に対して「通知カード」と引き換えに無料で交付される顔写真つきのＩＣカードです。

「マイナンバー（個人番号）カード」の申請・受け取りには、次の２つの方法があります。

A. 交付時来庁方式

郵便などで申請し、個人番号カードの受け取りに、菊水区域の人は本庁税務住民課、三加和区域の人は総合支所住民課へ来庁し、個人番号カードを受け取る方法

【必要なもの】①交付通知書兼照会回答書 ②通知カード ③本人確認書類（運転免許証などの写真付き本人確認書類…１点または、健康保険証、各種年金証書などの写真がない本人確認書類…２点）④住民基本台帳カード（お持ちの人のみ）⑤印鑑

B. 申請時来庁方式

個人番号カードの申請を本庁・支所へ来庁し、個人番号カードを郵送で受け取る方法

【必要なもの】①通知カード ②本人確認書類（運転免許証等の写真付き本人確認書類…１点または、健康保険証、各種年金証書などの写真がない本人確認書類…２点）③住民基本台帳カード（お持ちの人のみ）④印鑑

※いずれの方法でも、必ず一度は、本人が役場窓口に来ていただく必要があります。

１５歳未満、成年被後見人の人は、法定代理人の同行が必要です。

※個人番号カードの即日発行はできません。

「マイナンバー（個人番号）カード」には暗証番号の設定が必要です

「A交付時来庁方式」の場合は、受け取り時に、ご本人に暗証番号を設定していただきます。

「B申請時来庁方式」の場合は、窓口で暗証番号設定用紙をお預かりし、カードが役場に届いたら職員が暗証番号を設定し、本人限定受取郵便で郵送します。

窓口に来られる際には、あらかじめ暗証番号を考えておいていただくと、手続きがスムーズです。

- ・住民基本台帳、券面事項入力補助、利用者証明用電子証明書 ➡ 数字４桁
(同じ暗証番号を設定することもできます。)
- ・署名用電子証明書（e-Taxなど電子申請を利用したい方） ➡ 英数字６文字以上１６文字以下
(英字は大文字A～Z、数字は０～９、いずれも１つ以上)

問い合わせ先 本庁 税務住民課 戸籍住民係 ☎0968・86・5723
総合支所 住民課 税務住民係 ☎0968・34・3111

平成28年1月から



国民健康保険・後期高齢者医療制度の手続きにおいてマイナンバー（個人番号）の記入が必要になります

平成28年1月から、番号制度が開始されました。これからは、個人番号欄がある申請書・届出書など(※)に、あなたのマイナンバーを記入してください。

変更前

変更後

国民健康保険・
後期高齢者医療
○○○申請書

国民健康保険・
後期高齢者医療
○○○申請書

個人番号 ○○○・・・・○○○
生年月日 ○年○月△日
性別 女
氏 名 番号花子
住 所 △県○市□町 1-1-1

ご自身のマイナンバーは「通知カード」や「個人番号カード」で確認して、ご記入下さい。
※健康保険証には記載されていません。

※通知カードは平成27年11月ごろから、被保険者一人ひとりに送付されています。

※資格取得・喪失の届出、限度額適用認定の申請、氏名変更の届出、住所変更の届出、高額療養費の支給の申請、高額介護合算療養費の支給の申請 など

問い合わせ先 本庁 税務住民課 国保年金係 ☎0968・86・5723
総合支所 住民課 税務住民係 ☎0968・34・3111 (内線752)

平成28年
(平成27年分)

確定申告・住民税などの申告日程表

【受付時間】 午前の部：午前9時～11時30分／午後の部：午後1時～4時

	役場本庁 1階ロビー		総合支所 第1・2会議室	
2月16日(火) ～ 2月26日(金)	確定申告（一般）		確定申告（一般）	
2月29日(月)	午前	白石	午前	上十町
	午後	北原 鶯原	午後	板楠西
3月1日(火)	午前	中原 牧野 寺山	午前	西口
	午後	江光寺 立石 浦谷	午後	板楠東
3月2日(水)	午前	馬場 皆行原	午前	中十町
	午後	大江田 中路	午後	山十町
3月3日(木)	午前	前原 中央団地	午前	住吉
	午後	藤田 米渡尾	午後	東吉地
3月4日(金)	午前	日平	午前	中林 下吉地
	午後	用木	午後	中和仁
3月7日(月)	午前	萩原 蜻浦	午前	中吉地 開拓
	午後	久米野 焼米 大屋	午後	上和仁 上吉地
3月8日(火)	午前	本村	午前	和仁 野田
	午後	古閑 前野 榎原	午後	上平野 下平野
3月9日(水)	午前	岩尻 志口永	午前	上大田黒
	午後	下津原（菰田・東・中・西）	午後	下大田黒
3月10日(木)	午前	長小田 内田	午前	上津田
	午後	上久井原 下久井原	午後	下津田
3月11日(金)	午前	竈門	午前	下岩
	午後	江栗	午後	上岩 中岩
3月13日(日)	予備日		予備日	
3月14日(月)	予備日（最終日）		予備日（最終日）	

3月15日(火) は、申告書の整理を行うため、来庁は3月14日(月) までをお願いします。

申告の内容によっては、玉名税務署へご案内する場合があります。

【持って来ていただくもの】

○農業、営業、大工、左官などの事業所得のある人は、**収支内訳書**や経費に係る**領収証**など

※農業所得用の収支内訳書を役場と農協に用意しています。

○**源泉徴収票**（給与所得者、年金受給者など） ○生命保険、地震保険、社会保険料などの**支払証明書**

○**印鑑**（新たに振替納税をされる場合は通帳印）○昨年土地などを売られた人は、**売買契約書等関係書類**

○本人の**口座情報**（所得税還付の場合に必要です。）

○その他申告に必要な書類

◎**領収証などの仕分け集計を必ずお願いします。**

（できていない場合は順番が後になります。）

上記期間中であれば、該当される地域以外の日でも、申告を受け付けております。

玉名税務署でも確定申告会場を開設しています

と き 2月16日(火)～3月15日(火) 午前9時～午後4時 ※土日祝を除く

ところ 玉名税務署 1階（玉名市岩崎273番地）

※申告期限が間近になりますと、申告相談会場は大変混雑し、長時間かかる場合もありますので、早めの申告に御協力をお願いします。

問い合わせ先 本庁 税務住民課 町民税係 ☎0968・86・5723
総合支所 住民課 税務収納係 ☎0968・34・3111(内線754)
玉名税務署 ☎0968・72・2125